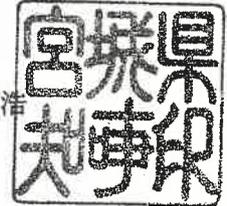




環 対 第 2 2 1 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 丸森風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見に
ついて (通知)

令和2年2月17日付けでジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社代表取締役から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称) 丸森風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、伊具郡丸森町において、最大で総出力 63,000kW 程度(定格出力 3,200kW~4,200kW 級、風力発電設備 15 基)の風力発電施設を設置するものである。また、本対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ(平成 30 年 5 月、宮城県)」における「導入可能性エリア(丸森筆甫)」を参考とし設定されている。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業区域内には、水源かん養保安林や阿武隈溪谷県立自然公園のほか、複数の住居等も存在している。

このため、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 風力発電設備等の配置等の検討

風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の位置、規模、配置及び構造の検討に当たっては、周辺的生活環境及び自然環境並びに景観等への影響について最大限考慮し、その検討経緯を準備書に記載すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法

調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する丸森町及び関係者に対して、以下に留意し、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

イ 事業区域周辺は、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けているため、事業の実施に当たっては、土砂災害への対応方針を十分に説明すること。

ロ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施されなかった環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく方法書説明会を代替する説明会を実施した上で、準備書に結果を記載すること。

ハ 丸森町が策定した「第2次丸森町環境基本計画」に対して、適切に配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気質による影響

工所用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物については、工事計画を踏まえ、主要な地点を設定した上で、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音による影響

建設機械の稼働に係る騒音については、等価騒音レベルによる環境基準を準用した評価に加えて、5%時間率騒音レベルによる特定建設作業に係る騒音の規制基準を準用した評価を行うこと。

(3) 水環境に対する影響

令和元年東日本台風により生じた裸地からの土砂流失の影響を踏まえ、事業実施による影響を的確に評価できるよう、浮遊物質量の現地調査時期を適切に設定すること。

(4) 地形及び地質に対する影響

事業区域に存在する土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）及び土砂災害危険箇所（土石流）については、土石流が発生する可能性のある流域も含め、事業実施による変化が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業区域の見直しを含め、十分な対策を検討すること。

(5) 動物に対する影響

イ 高高度を飛ぶコウモリ類の飛翔実態について、遠赤外線ビデオやLEDライト等、十分に評価できる手法を用いて調査を行うこと。

ロ 地上を歩く動物について、工所用車両の通行によるれき死等の影響を調査、予測及び評価すること。

(6) 植物に対する影響

取付道路の新設又は拡幅による影響を適切に予測及び評価するため、計画を具体化した上で、調査地点・経路を設定すること。

特に事業区域に近接して存在する重要な植物群落に対する影響については、回避を前提に取付道路の計画をした上で、調査地点・経路を設定し、調査、予測及び評価すること。

(7) 景観に対する影響

生活圏からの困繞景観については、その影響を適切に把握するよう、生活の場からも多数の眺望点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価の項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(9) 放射線の量による影響

イ 事業区域近傍で、土壤の放射性物質濃度が高い地点が存在することから、事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

(10) その他

肥育牛等に対する騒音、低周波音による影響について、適切に予測及び評価するとともに、管理者へ十分な説明を行うこと。